

事前打合せ番号
— —

既設給水取出し管の再使用に係る誓約書

給水装置工事の申込みに伴い、川口市上下水道局（以下「水道局」という。）から既設給水取出し管（以下「既設管」という。）の布設替えについて【裏面参照】、指定給水装置工事事業者等を通して説明を受け、布設替えの趣旨及び目的、再使用のリスク等について内容を十分理解しましたが、今回の工事については、当方の都合により既設管（□10年・□20年・□30年・□40年・□50年以上）を再使用することをご承認ください。

なお、既設管を再使用することに伴い、下記について誓約いたします。

誓 約 書

- 1 この既設管は、現在の川口市で指定されている管種ではないこと、また漏水リスクが高いことを承知したうえで再使用するもので、今後計画的に改修を行うとともに、漏水が生じた場合は当方の費用で速やかに漏水修理を行います。また、修理の際は水道局の指示に従います。
- 2 既設管の再使用に起因する給水上の支障及び第三者への損害が生じた場合は、水道局に対し異議申し立てはせず、当方の責任において全て対処いたします。
- 3 相続、売買等により給水装置の所有者を変更する場合は、誓約事項について説明を行い新所有者へ引き継ぎます。

※ 個人・・・あらかじめ推定相続人（家族等）に誓約事項を共有しました。
※ 法人・・・土地、建物の売却時に給水管について特別な負担が生じることがあることを説明します。
- 4 既設管の改修を促すために所有者への周知、並びに物件調査などの不動産情報を取得しようとする方に対して、誓約事項を開示することを承諾します。

（あて先）川口市上下水道事業管理者

令和 年 月 日

申込者

住 所：

氏 名：

印

（署名 又は 記名押印）

川口市上下水道局からの指導内容及び誓約事項について、申込者に説明し了解を得たうえで、給水装置工事の申込みを行います。

なお、内容について申込者へ趣旨が伝わっておらず、工事後にトラブル等が発生した場合は、当社の責任にて対応することを約束します。

指定給水装置工事事業者

住 所：

工事事業者名
及び代表者名：

既設給水取出し管のステンレス管への布設替えのお願い

給水装置（給水管）は、皆さんの所有物（資産）です。

公道内の水道本管から分岐して宅地へ布設されている管を給水管といいます。この管は水道局のものではなく、個人の所有物（資産）で、皆さん自身で維持管理する必要があります。

本市では、平成 17 年頃まで「ポリエチレン管」が多く使用されており、布設後 30 年を経過すると漏水のリスクが高まる傾向にあります。

新築・改築時にステンレス管への布設替えをせず、 既設のポリエチレン管を再使用すると…

- (1) 相続や売買などの時に、新所有者に対し古い既設管を再使用していることが伝わっておらず、漏水が起こった時にトラブルとなることがあります。
- (2) 漏水が起こった場合、指定給水装置工事事業者に工事の依頼をすることになりますが、業者側の都合もあるため、すぐに対応できない場合があります。
- (3) 漏水場所によっては、築造したばかりのブロック塀や土間コンクリートを壊さなければならず、建物の新築・改築時に布設替えするよりも多くの手間と費用を要する場合があります。
- (4) 給水管は皆さんの所有物ですが、水道本管からメーター間で漏水した場合は、原則として水道局において修繕を行っております。

しかし、現在水道局で指定されているステンレス管ではなく、耐震性が低く、漏水リスクの高い既設のポリエチレン管を再使用している場合は、水道本管からメーター間の漏水であってもご自身の負担で修理していただくことになります。

布設替えを依頼する趣旨及び目的

本市では、平成 17 年から「川口市水道事業給水条例」第 10 条の 2 に基づき、水道本管の分岐部からメーターまでの給水管の管種を、耐久性が高く耐食性に優れた「ステンレス管」と定めています。

これは、地震などの災害による給水管の損傷を防止し、災害からの復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、また、老朽化したポリエチレン管からの漏水リスクの軽減や漏水が続くことによる地盤の緩み・陥没など、道路や周辺環境へ被害が広がることを避けるため、ステンレス管への布設替えをお願いしています。